

平成20年度第3回大規模小売店舗立地審議会議事概要

- 日時：平成20年7月23日（水） 午後2時00分～午後4時56分
場所：県庁 新館 7階 大会議室
議題：1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について
（1）「（仮称）イオンモール草津」の新設届出に係る審議
（2）「株式会社丸善 石部店」の変更届出に係る審議
（3）「株式会社丸善 守山駅前店」の変更届出に係る審議
（4）「アストパワーセンター」の変更届出に係る審議
（5）「（仮称）琵琶湖・守山リゾートSC」の届出事項変更届出に係る審議
2 報告
（1）その他

出席委員：松井委員、塚口委員、三代澤委員、中本委員、尾賀委員、沼井委員
県出席者：和田商工観光労働部次長、土屋課長、鏑田参事、江村副参事、陌間副主幹、洲崎副主幹、高田主事

〔議事概要〕

議題1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

「（仮称）イオンモール草津」の新設届出含む5件について事務局資料に基づき説明

1. 建物設置者の説明、質疑応答

（1）「（仮称）イオンモール草津」の新設届出について

会長：どうも、お疲れさまでございます。

基本的な事項につきましては、既に勉強させていただいておりますので、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度でご説明をお願いします。座っていただいても結構です。よろしくお願いします。

建物設置者：今日は、審議のためにお時間を割いていただきまして、ありがとうございます。では、説明に移らせていただきます。

届出の概要につきましては、事務局より説明があったということですので、特に周辺の生活環境に与える影響が大きいと認識しております、交通、騒音、防犯の3点に絞って、店舗設置者の配慮事項をご説明いたします。

前にスライドを映らせていただいておりますので、よろしければ、そちらをご参考に見ていただけたらと思います。

まず、交通に係る配慮事項についてですけれども、道路本線への来退店車両の影響を軽減するため、図に示しております8カ所の出入り口において店舗の敷地をセットバックすることにより、減速車線、加速車線を設置しております。また、店舗の周りに場内通路があるんですけれども、入り口からそこまでいったん引き込んで、そこから駐車場

へ駐車していただくという計画にしております。万が一、駐車待ちの列が並んだ場合にも、周辺道路への影響がないような配慮をしております。

また、アクセス道路の東交差点の東側からの流入、アクセス道路西交差点の南側からの流入部分には、右折車線を増設し右折の滞留に配慮しております。また、近江大橋の料金所につきましては、料金ブースを1レーン増設するという計画をしております。

なお、アクセス道路の東交差点の右折車線を増設しておりますが、こちらは大津草津線から、アクセス道路を通過して湖岸道路へ抜ける一般交通の処理を円滑にするために設けております。実際の店舗への来店客につきましては、この交差点を直進して、料金所手前で左折して、料金所の下をくぐって入場していただくという経路に誘導いたします。

次に、来退店車両が駐車場に出入りする際に、左折イン・左折アウトを徹底するために、各出入り口にポストコーンを設置し、物理的に右折によるイン・アウトができないような配慮をしております。また、どの方向から来店されても、左折イン・左折アウトが可能となるように、近江大橋料金所の下、あと北側の駐車場からA棟の敷地に至る通路、あとA棟の敷地とB棟をつなぐ通路にアンダーパスの通路を設置しております。このアンダーパスと場内の案内看板によって、各方面へスムーズにお帰りいただけるような動線計画をしております。

次に、店舗周辺の交通の円滑化を図るためには、設置者が想定しております来退店経路へ車両をスムーズに誘導する必要があります。そのために、こちらに示しておりますような案内ルートのみを示すような経路マップを作成し、新聞の折り込みチラシやインターネットホームページなどで周知いたします。

また、スライドのように、お帰りルートマップを作成し、店内で配布いたします。このマップは、お帰りのルートを周知することと、店舗周辺などの生活道路への車の進入を防止することを目的として作成しております。この店舗周辺の案内図には、実際にはある生活道路を、意図的に表示しないといったような工夫をしております。さらに、混雑時には出入り口などに交通整理員を配置し、道路の状況や店舗内の混雑状況に合わせた誘導を行います。

また、誘導経路には右の写真のような案内看板などを設置し、ドライバーに来退店経路が容易に把握できるよう配慮いたします。

また、ショッピングモール内には、防災センターという防犯警備設備を統括管理する施設を設置します。駐車場内や店舗周辺の交差点の状況を確認するカメラの映像は、この防犯センターにおいて一括して把握でき、混雑時には無線にて各整理員に適切な誘導方法を指示いたします。なお、主要なカメラは左の写真のように、ズームアップや左右に動かすことができるようになっております。

次に、店舗への来退店の一般車両を減らすための対策としまして、公共交通機関での来店を促進します。その一環としまして、イオンモールにおいて路線バスの運営費を一部補填するなどの協力を行い、店舗へのバス路線の整備に向けた取り組みを行っております。具体的には、JRの南草津駅から大津草津線を経由して本店舗へ至り来る。また、南草津駅から草津総合病院、浜街道を経由して本店舗へ至り来る。また、JR瀬田駅から月輪、大將軍1丁目を經由して本店舗へ至り来ると、この3ルートの路線バスが新設される予定です。

なお、路線バスのルートや時刻表につきましては、こちらのようなチラシを店内で配布や、ホームページでの掲示によって周知いたします。

また、バスや自転車でのご来店のお客様には、商品を低料金でご自宅まで宅配するといったサービスにも取り組みます。

また、周辺道路におきましては、休日の夕方の時間帯に一般交通の混雑がピークを迎えます。この時間帯は店舗からのお帰りの車が発生する時間と重なることが予想されるため、店内において周辺道路の渋滞情報を提供する表示装置を設置いたします。こうした交通情報の提供によって、退店時間の分散化と周辺道路への負担軽減を図ります。

次に、周辺の住宅地内の道路に店舗関連車両が進入することを防ぐため、住宅地内の道路の入り口への案内看板の設置や、多客時を中心として交通整理員を配置するなどの対策について検討していきます。

次に、騒音に係る配慮事項についてご説明いたします。

まず、審議会の前に、夜間の騒音レベルの最大値の求め方につきまして、空調室外機などの定常騒音については個々の機器の最大値ではなく、エネルギー加算したものとすべきとのご指摘をいただきました。届出書に示してあります予測方法が通常と異なっておりましたこととお詫びさせていただくとともに、再計算した結果をこちらでご報告いたします。

再計算した結果につきましては、上の表のBで、赤で塗ってあるところにつきまして、届出書では40デシベルとなっておりますが、再計算の結果、41デシベルに増加しております。規制基準値は55デシベルですので、基準値は下回る結果となっております。その他の地点につきましては、予測値に変化はございませんでした。したがって、すべての予測地点におきまして、環境基準、規制基準とも基準値を下回る結果となっております。

なお、騒音に係る配慮事項としまして、駐車場内では写真のような掲示により、アイドリングの禁止、空ふかしの注意喚起をし、荷さばき施設や廃棄物保管庫を屋内化することによって屋外へ出る作業音の軽減を図ります。

また、こちらの住宅地が隣接している場所につきましては、高さ2メートルの遮音壁を設置するとともに、隣接する駐車場の夜間利用を制限することによって、騒音の影響を軽減する配慮を行っております。

最後に、防犯や青少年健全育成に係る配慮事項についてご説明します。

防犯センターには、店舗周辺の交差点や駐車場内の状況が確認できるカメラを設置し、常時監視いたします。また、店内だけでなく駐車場内を警備員が巡回し、犯罪の抑止に努めます。夜間の駐車場がたまり場とならないよう、営業時間終了後は、左の写真のような門扉を設置することにより駐車場を閉鎖し、車両の進入を防止します。また、草津警察署との協議を行い、店舗内には警察官立寄所を設置することとなっております。

イオンモールの店内では、母の日や父の日、敬老の日などに合わせて、子どもたちが書いた似顔絵を掲示する場所を提供させていただき、小学生、中学生を対象とした社会科見学、職業体験の場としてご利用いただいております。このように、イオンモール草津の店舗におきましても、青少年の健全育成に対し積極的な取り組みを行わせていただきます。

以上、簡単ではございますが、店舗設置者の配慮事項についてご説明を終わります。
会長：それでは、ただいまの説明につきまして、質問を出していただきたいと思います。

交通問題が一番大きいというように思いますので、できましたら。

委員：それでは、交通問題につきまして、二、三、お聞きしたいと思います。

まず、今ご説明いただきましたことを全体としてとらえますと、非常に大きな施設を計画されているわけであって、その施設周辺における種々の努力といいましょうか、道路を新たにつくられるとか、セットバックをして入出庫をスムーズにするとか、そういうところは非常に評価できるわけですが、やはり非常に大きな施設ですので気になることが何点かあるわけです。

その気になる点を、ほかの委員さん、いろいろとお考えもあると思いますので、私は幾つかに焦点を絞って申し上げたいと思うんです。まず、この湖南地域というのは、県下で最も交通が混雑している幹線道路の負荷がたくさんかかっている地域であって、混雑しているということは広く、地域住民の皆さんに限らず、県民の多くの皆さんが体験しているところでございますね。

計画地周辺においては、確かに左折入出庫を守るとか、あるいは交差点における何がしかの改良を交通管理者との相談も進めながら組まれているということはよろしいですけれども、もう少し広域的に見た場合、例えば1号線周辺あたりの混雑に対して、どのぐらいの負荷を及ぼしているのか、こういうところは少し気になることです。

なぜ、通常は余り議論しない、やや計画地から離れた幹線道路のことを話題に出すかと申しますと、御社が計画を届出された少し前に、フォレオ大津一里山という、規模は少し小さいかわかりませんが、2万平米あたりの、相対的に見れば大きな施設が届出をされておりまして、少なくとも御社の交通量推計においても、先に提出された施設の発生交通量というのはバックグラウンドに入れておかないと、一緒に予測してくださいと言っているんじゃないかと、少なくともバックグラウンドに入れて評価しておかないと、住民にとってみれば、「別個にやりました。双方ともバックグラウンドに入っていません」では、実態に合わないことは明らかなので、方法は特定いたしませんけど、何がしかの方法で、近い場所で、近い時期にオープンになる施設というのも考慮しているような、そういう交通の評価をしていただくべきではないかなと思います。

計画地の周りにおいては頑張っておられることはわかりますけれども、実際問題、1号線周辺における負荷がどうなっているのかというのは、住民あるいは行政、いろいろと意見が出ておりますけれども、そのうちの多くはそういうことを心配してのことですから、これは何がしか取り組んでいただくべきではないかなと思います。

それから、もう一つ、二つございますが、私が非常に評価いたしました計画地周辺における交通処理でありますけれども、スプリットの調整、つまり現示の長さの調整、信号の周期は変えないとしましても、現示が何種類かありますから、その時間の割合を変える。つまり、スプリットを調整するということは、警察、交通管理者の専決事項でございますので、そのあたりは十分に合意をとってここにお書きになっているのか、協議はして理解を示されているとは聞きましたが、結構難しいことで、そういうところが現実的であるのかということが2つ目です。

それから、3つ目は、5,000台弱の駐車場が整備されるかと思っておりますけれども、こ

れだけの大きな規模になりますと、どこに空きスペースがあるとか、あるいはどこが混んでいるとか、そういう情報をいかに的確に利用者の皆さんにお伝えするのか。

それから、かなり遠方といいたまいますか、離れたところの駐車場に停めた場合には、ショッピングモールに歩いて行かなければなりませんね。つまり、歩行者となったドライバーをいかに安全に誘導していくかというのも一つの大きなテーマだと思うんですけども、届出書からは、そのあたりが特に読み取れませんでしたので、どういうふうにお考えになっているのかということです。そのあたりをお教えいただければと思います。会長：お願いします。

建物設置者：それでは、お答えさせていただきます。

まず、1番目の国道1号の影響につきましては、我々、当初からこれを出店するに当たって、その部分が混んでいるということは認識しております。また、それに対する影響が全くないということは考えておりません。

ただし、今回の評価の中で、若干フォレオのものが入っていなかったということにつきましては、我々、かなり前からこの業務を進めてきたという中で、当時、その計画を我々も知らなかったということで、それが今までの協議の中で入っていなかったということもございます。県のほうから、この審議会の前からご指摘をいただいておりますので、我々なりに国道1号への影響というものを評価し、我々がどういう配慮をしたかということをもとめさせていただきましたので、本日、ご説明をさせていただきたいと思っております。

それと、スプリットの調整の関係ですね。それについても、同じ交通を担当している者から、あわせて説明をさせていただきます。

先に、私のほうから駐車場の関係をお話しさせていただきますが、確かに、我々の駐車場は非常に大きく、わかりにくい部分があると思っております。

我々の配慮としては、平面駐車場等につきましては、まず、平日は全く問題がないと思っておりますので、空いているところに停めていただく。休日については有効に駐車場台数を使うということで、混雑が見込まれるときは、やはり警備員を配置して、その空きスペースに多く案内する。また、立体駐車場の稼働は、平日は比較的立体駐車場を避けられる方が多いんですけども、休日は非常に多いということもございます。

それで、写真が出るかどうか。立体駐車場は、空きスペース誘導システムというのがございまして、柱の、通路を走っていると、青いランプがついているところが空いていると、その空いているスペースがすぐわかるようなシステムと、先ほどあった防災センターのカメラで、空いているスペースが連動してわかるようになっております。

その中で、どういったところがデットスペースになっているかということもわかって、そこでカメラを見ながら警備員に指示をして、どの地域が空いているよ。どこのあたりが停まってないということもあわせて誘導する。最終的には、その4,500台を有効に使うためのシステムを導入するとともに、先ほどのカメラで平面駐車場もすべて見えますので、どのあたりに空きスペースがあるとか、そういったものを中央から人に呼びかけながら、人為的な対応をしながらやっていく。ただし、それがスムーズにできるような機能を、防災センターで集約していくというような対応をとっております。

あと、歩行者の安全性につきましても、歩車分離という形で、今見えているような八

ンブとか横断歩道とか、あとは緑地帯によって通行動線を絞るなどして、極力安全な通行ルートを確認するとともに、アンダーパスにおいても、やはり歩道と車道については分離をして、アンダーパスを歩いてきたときにも、安全に歩行者が通れるというような配慮をさせていただいております。

以上が駐車場のスペースですけれども、最初のご質問の1と2について、交通を担当しているコンサルタント会社のほうからご説明させていただきます。

建物設置者：委員からご指摘のございました広域へのインパクトについて、県のほうから、そういう影響への配慮、検討というところもご指導を受けておりましたので、そういう視点で、我々の周辺の広域交通への認識と、それと影響の予測、それと配慮しています対策、これについて簡単に説明させていただきます。

今おっしゃいましたように、まずイオンモール草津の立地がございまして、国道1号を挟んで、反対側にはフォレオ大津一里山という店がございまして、あわせて、休日で発生交通量が合計2万2,000台ほどインパクトになっております。そのちょうど間に国道1号、湖南地域の大幹線が通っておりまして、これらの影響を検討、予測するという観点で、まず予測をいたしまして、対策をご説明させていただきます。

まず、周辺の道路状況でございまして、これについて国土交通省の公表データでございまして、平成17年道路交通センサスの一般交通量調査データで、周辺の主な幹線道路の交通量混雑度というのを前につけさせていただいております。

混雑度と申しますのは、御存知かと思いますが、交通量を交通容量で割ったものでございまして、混雑度1未満ですと、混雑することなく円滑に走れる環境、1.25までですと、ピーク時には混雑するが、その他の時間帯は円滑に流れる。1.25から1.75ですと、ピーク時の混雑はもちろんのこと、日中連続して混雑が過渡的な状態にある。1.75以上となると、一日中混んでいる慢性的な渋滞状況ということになります。

周辺の道路の混雑度、センサスの発表値で見ますと、国道1号がピークで、この区間は一番混雑度が高くなっておりまして、慢性的混雑状態に近い1.74という混雑度になるということでございます。そのほかの周辺道路についても、1を超えているところがほとんどという状況です。

同じく休日の状況が前のスライドでございまして、国道1号につきましては、やはり1.71という混雑度を示している現状にあるということでございます。

この広域の交通量のほか、あと、こちらといたしまして、地元との説明会等とのやりとりの中で、やはり1号への影響というところをご心配だということをお聞きしておりましたので、平成19年10月の日曜日、国道1号の月輪1丁目から大江2丁目あたりまでの主要な交差点におきまして、休日の夕刻の渋滞長調査というのを実施してございます。これにより渋滞の状況を把握するために、交通量のカウントではなくて、渋滞の調査をすることとしています。

詳しく説明すると長くなりますが、店舗に一番近い月輪1丁目の交差点、これの14時台、15時台、16時台の渋滞の長さを、時間10分ごとにカウントしたものを表示してございまして、国道1号の大津行きというのが赤で16時の後半のほうに混雑があります。それと、国道1号に北から流入していく方向、市道ですけれども、混雑が14時台の後半からずっと続いていると。信号の周期が1号優先になりますので、1号に入

れなくて、渋滞している状況がずっと続いていることが観測されます。

同じく西側の一里山1丁目交差点、こちらでも国道1号の大津行きが1時間余り混雑を示しているような状況ですけれども、やはり国道1号に北から流入してくる車の混雑が多いということの実態が把握できます。

大江4丁目、大江2丁目についても、同じように、グレーでちょっと薄くなっています。国道1号に北から流入する車が多くなっています。瀬田川に近いところになりますが、国道1号の草津行きの混雑というのが、この2つの交差点で顕著に出ているということで、そういった公表値と我々独自の調査と両面で状況を把握しています。

あと、店舗からのインパクトの予測でございますが、立地法の書類で取りまとめさせていただいた交通計画というのは、我々の考える誘導計画どおりに来店いただけた場合ということになってございまして、そうではなくて、交通量配分の手法を用いまして、イオンモール草津の交通量、それとフォレオ大津一里山の交通量、この交通量が商圈の中から最短時間経路でやってきた場合に、どういう経路を通過して、それぞれの道路に、どれぐらいの量のインパクトを与えるかというものを、混雑も加味した計算方法で把握しております。

その結果を示しましたのがこの図でございまして、細かな数字は省略させていただきまして、水色がかかっているところが、イオンモール草津関係の車が来る道路ということになります。モデル図で示しているのでもわかりますが、これが近江大橋、これが湖岸道路です。大津草津線、こちらが国道1号、こちらがフォレオ大津一里山という立地になっていまして、国道1号で最大一日、平日1,700台というのがインパクトになっています。最も多いのは、赤で塗っている大津草津線が6,000台、湖岸道路の南側では4,000台/日、それから浜街道南側のところが900台というようなインパクトになります。

同じく休日に実施したものでございまして、休日にもインパクトが一番多いのは先ほどの大津草津線、このあたりで1万台/日、出るかと思えます。湖岸道路で6,900台、国道1号が最大で月輪の東側ですけども、2,800台というようなインパクトを与えるということ把握してございます。

その結果による、将来の予測混雑度を前に示させていただきました。表は細かいですが、特にインパクトを心配しています国道1号にしますと、現況の混雑度が1.74、これは平日でございまして。これにフォレオ大津の車が予測で約500台加算されまして、フォレオが乗った状態で混雑度が1.77になります。それに、さらにイオンモールの車が、先ほど言いました一日1,700台乗りまして、混雑度が1.85ということになります。

同じく混雑が著しい湖岸の道路で近江八幡大津線でございますけれども、この店舗の南側の湖岸で、現況あるいはフォレオ加算後が1.08という混雑度が、イオンモールの車が乗りますと、1.46というところまで上昇いたします。

同じく休日の混雑度を予測したものでございまして、国道1号の現況1.71が、フォレオが900台加算されまして、1.77、イオンモールが2,800台さらに乗りますと、1.9というところまで上がります。近江八幡大津線についても、6,900台になっておりますので、現況1.03から1.69というところまで上昇するところを

把握しております。

この国道1号について特に取り出しまして、時間別にどれぐらいインパクトを与えるかというのを実施してございます。これが平日の上り草津行きのセンサスの一般交通量、これが広い道でございます。薄くピンクで塗っています部分が、フォレオ大津一里山の関連交通量に乗ってくる。その上に緑で記載させていただいているのがイオンモール草津の関連交通量でございます。平日で最大ですけれども、将来の時間交通量に占める割合が、イオンモールの車が9%程度、フォレオ大津一里山の車が約3%ということになります。下側の下り大津行きについても、イオンモールが最大約10%の時間交通量であります。

同じく休日の時間別グラフを示したものが前でございまして、休日の上り草津行き、こちらがイオンモールの車で約16%、下りの大津行きもイオンモールの車が約16%。時間別に見ると、それぐらいのインパクトを与えるというところを把握してございます。

こういった配分手法と、それと現況の渋滞長調査結果を受けまして、こちらの事業者といたしましては、まず国道1号、近江八幡大津線など、今混雑している区間の混雑を、さらに交通量予測をしますと、押し上げていることとなります。それから、1号の各交差点では、1号と交差している側の道路、特に店舗から1号に向かっていく方向の道路の混雑、これの影響が大きいということ把握いたしました。

それで、対策といたしまして、まずは国道1号、あるいは湖岸道路といった現状混雑している道路を避けるように、できるだけルート分散するような誘導を計画的に行っていくということをメインに考えてございます。そのほか、先ほど立地法の説明でもいたしましたように、自動車利用の低減としてのバス運行、あるいは来退店時間、特に帰りの時間をずらしていただく、経路を変えていただくというようなことでの情報提供、その3つの対策を、広域の低減という意味でやっていきたいと思っております。

特に、計画的誘導につきましては、交通量予測によりますと、緑で書いているようなルートですね。1号を連続的に走ってきて、月輪で入る、湖岸道路をずっと上がってくる。西のほうからも1号で走って、湖岸道路を上がってくる。こういったルートを最短時間距離で行きますと、誘導看板は前に示していただきましたように、1号ですと、1号のほうから来る近江大橋に流れる。湖岸道路ですと、京滋バイパスの分岐点でなるべく京滋バイパスのほうに引っ張ってくる。国道1号を草津・栗東から来たものについては、できるだけ早めに大津草津線のほうに誘導するというようなことで、効果的な場所、方向の看板を設置いたしまして、ルートを、赤の矢印にあるような格好で誘導していくというふうに考えております。こういった考えをもとにして、広域誘導計画は立てさせていただいております。

そういったものを数的にどれぐらいの効果があるかというのを、あくまで試算でございまして、近江八幡大津線、こちらの休日の混雑度は高いときで1.69と予測してございますけれども、京滋バイパスのほうにできるだけ誘導するというのをいたしますと、1.21まで下がります。国道1号につきましても、できるだけ手前で大津草津線のほうに誘導するというのをいたしますと、1.9と予測していただきました混雑度が、1.77ぐらいまで下がるということまで持っていけるんじゃないかと思っております。

今お示した試算というのは、あくまでも机上の試算でございまして、こういった

誘導どおりに来ていただけるように、誘導ルートの周知徹底と、効果的な位置への看板の設置と、表示内容の工夫をしていきたいといふうに考えております。

長くなりましたけれども、以上です。

それから、信号の現示調整につきましては、立地法の書類の中で現示改良後という申し入れをさせていただきます。これは警察との協議の中で、そういう値も含めた中でお出しして、一応ご理解をいただきながらやっていくというところで、ご理解というのは、特に現示調整が必要と書かせていただいた交差点は、ほぼ県道のクラスになっておりまして、県警のほうで集中管理している信号と聞いています。特に大津草津線については、プログラム整理というのをされております。交通量がイオンのほうに向けて増えてくるということになってくると、ある程度までは自動的に信号現示で、大津草津線方向の青が長くなるようなことは自動的にできるというふうに聞いております。

あと、大津草津線の新浜町と、すぐ南に隣接している大將軍1丁目の交差点、非常に交差点間隔が短いんですけれども、このあたりの現示の連動が悪いところについては、県警の交通規制課のほうでも認識をされているということで、県警のほうとしては、恐らく店舗の開店後の状況を見て、これも実際の流れに合わせて変えていくというような考えを持っておられるということ聞いています。

以上です。

会長：よろしいでしょうか。

ほかに、ございませんでしょうか。

はい。

委員：交通対策に関して、今、ほかの委員のほうから広域のお話もありましたけども、それに対して非常に的確にご回答いただいておりますし、周辺の対策に関して、想像できるすべてのことをきちっと計画としてされているというふうなことを考えると、特に、今この時点で否定的なことを申し上げるところは、正直余りないなという気がしております。

とはいいいながらも、これはイオンさんの問題じゃないんですけれども、例えば、きちっとそういうふうに現状を認識されて、予想という部分もあるんですけれども、対策を講じられたとしても、やはり渋滞を避けることができないというのは、恐らく容易に想像できるかと思えます。

関連して申し上げますと、例えば渋滞長の調査をされた時期が10月下旬だと。そうすると、当然、夏は琵琶湖で遊ぶ方が多いので、10月下旬じゃなくて、8月でしょうか、いろんなことを申し上げ、あるいは統計データも平成17年じゃなくて、もっと直近のものというふうなことも言うべきところかと思うんですけれども、それを申し上げたとしても、現状を認識されるという意味では余り意味がないと思うので、それはあえて申さずに。

要するに何を申したいのかということ、非常によく考えていただいていると。それでも、どうしようもない事態が生じたときに、やはり継続的に関係機関と協議しながら、きちっとできる限りのことをやっていただくと。多分、やっていただけますかというふうにお尋ねすれば、やりますというふうなご回答をいただけるのかなと。いただけた以上は、そのあと、交通渋滞問題に関しては余り言うこともないのかなと、ご質問なり意見とい

う感じで申し上げたいというふうに思っております。

あとは、若干関連してのご質問ですけども、店舗の中で情報提供、例えば、帰ろうといったときに、どこの出口が混んでいるのかなというのを、この渋滞提供モニターを見ながら、すいているところを探していくというふうなことかと思うんですけども、駐車した車の位置から考えて、空いているところに皆さんが進んでしまうと、かえって場内で混雑してしまって、結果的には、もたもたしてしまっというふうなこともやっぱりあるのかなという気もするんです。ですから、いろんなことをモニターやっていたとしても、実は余り効果がないのかなという、正直なところ思ったりしています。

それと、例えば、バスを使って駅の公共交通機関のほうに誘導するというふうな発想も非常にいいと思いつつも、現状、たくさんまとめ買いされるお客さんというのが多分多いかと思えますから、安価で宅配サービスがあるといっても、やっぱりその日の夜に持って帰りたいと考えれば、それも利用しにくい。

そうすると、通常の案内だけでは、なかなか公共交通機関への誘導は難しいのかなというふうなことがあって、例えば、それを利用するためのインセンティブというんですか、何かそういうふうなことなんかも付加的にやっていかないと、なかなかうまくいかないのではないかとというふうな気がしております。以上です。

会長：何かコメントありますか。簡単に。

建物設置者：まず、停める場所とか、そういったものはあるんですが、我々、多くの場所でこういったショッピングセンターを計画しております。その中で重要と考えておりますのは、まずオープン時点で、どれぐらいその場所を案内できるかと。

要は、このショッピングセンターにどうやって来ていただいて、どうやって帰っていただくのがいいのかというのを、その特別繁忙時について警備員が誘導する、特別な案内をする。そういったことを徹底することによって、逆に、変な言い方ですけども、お客様が場所の特性を学習していただいて、よくわかっていくという傾向がある。

実は、オープン時に来た台数が、10分の1以下の誘導員で、3カ月後に来たときに、全く問題なく誘導が処理できるというようなことも、実態として多く起きているというふうに考えていますので、まずオープン時、これは皆さんに迷惑をかけないとは言いません。多分、我々が想定しない以上の商圈からも来られると思いますが、そういったところにおいて、我々がさまざまな対応をすることによって、このショッピングセンターをご理解いただくということで、そういう部分については努めたいというふうに思っております。

あと、公共交通のインセンティブですけども、我々としては、あくまでもシャトルバスとか、そういうことではなくて、路線バスという形で整備をすることによって、我々のショッピングセンターに来るということだけではなくて、ふだんの移動においてもバスを利用するような動きをしていただく。それによって生活スタイルといいますか、我々に来るものが変わって、地域の公共交通の発展、そういったものに寄与できれば、今の状況であれば、皆さん、利用するイメージというのはわからないと思うんですけども、新たな公共交通が定期的に来る、本数が多くなっていくということになれば、おのずとそういう利用が変わってくるんじゃないかと。

我々、これも全国の多くのショッピングセンターで、公共交通については同じような

考え方でやっており、その地域の利用の仕方というのは、我々のほうに来るだけではなく、多くの方が日常そういう利用の仕方をして、ついでに我々のショッピングセンターで買っていただいているということもありますので、現時点では、費用を補填しても公共交通を維持するということが、我々にとってはインセンティブだというふうには考えております。

あと、オープン後のことについては、私、計画の人間が話すよりも、ゼネラルマネジャーから一言話していただいたほうがいいと思いますので。

会長：簡潔に。

建物設置者：オープン後も、交通とか青少年の問題とか、多々問題が出てくると思いますが、我々もそれをすぐに改善に結びつけていきたいという思いがございますので、自治会の皆様とか行政の皆様とともに、改善に向けて取り組んでいきたいと、このように考えております。

会長：わかりました。

ほかに、ないでしょうか。

委員：交通のほうがよくれば。

会長：もし質問がありましたら、あわせて。

委員：いや、騒音ですけども。

会長：はい、いいです。

委員：今日、ちょっと新しい資料を出していただいていますけれども、その点と、もう一点、騒音に関してお伺いします。

まず、1つ目の再計算していただいた点ですが、多分、定常騒音と変動騒音の大きい方をとられたのではないかと思います、計算の際に。ではなくて、定常騒音がずっと鳴っているところに変動騒音が乗ってきますので、そこもエネルギー加算していただかないといけないんですね。ずっと鳴っているところに、この場合ですと、多分来店車両だと思えますが、それが加わるという形になります。

指針の中に、そのあたりの具体的なことが書かれていないんですね。なので、最初に見せていただいたような計算をされてこられるケースが大変多いんですけども、もともと同時に鳴っていると思いますので、同時に鳴っている部分は加算する。それが実際の最大値になります。

それで実際やりますと、ほぼすべて、1から3くらい上がります。ただ、おっしゃったように、基準値を超えることはないという状況にありますので、以後、同じようにされるケースがあるかと思えますので、ご注意いただければと思います。

2点目ですが、予測地点B、住居が1戸残っていると思いますが、このすぐ北側に給水ポンプが1個ありまして、それで、ほぼその地点Bの2階のレベルが決まっておりますが、この給水ポンプのすぐ横にタンクがございます。反対側には防音壁がある。さらにスロープもあるという、非常に囲まれたところにポンと置かれている状況でして、今は指針どおりで計算されていますから、この数値になるんですが、場合によって五、六デシベル上がる可能性があるかなと思うんですね。

そうすると、夜間の環境基準を超えることになってしまいます。今は無対策で置かれていますので、指針どおり計算という意味では、これで正しいんですけども、ちょっ

とした対策、ポンプのところに壁をつくる等で見事に下がる場所ですので、考慮されたほうが良いように思いました。

以上、2点です。

会長：ほかにございましたら。

委員：1点、青少年の健全育成と防犯の問題で伺いたいと思います。

地域住民等からの意見というのは、先ほど我々も聞かせてもらいましたが、432件、私もこの委員を4年ぐらいさせていただいていますけれども、一番多いと思います。交通が一番多かったというふうに聞いていますけど、その次が環境とか、青少年の問題だったというふうにありますけれども、住民の意見のところに、計画によると営業時間が深夜0時となっており、加えてアミューズメント施設の併設など、深夜における若年層の集客が予想されることから犯罪、青少年の非行の誘発につながり、周辺地域の治安の悪化が懸念される。したがって、営業時間を午後10時までとすることが望ましい、というふうにあります。

御社の岡田さんは、名誉会長になられたんでしょうか。環境問題にイオングループさんは非常に配慮されていますし、青少年の健全育成についても非常にしっかりとした知見を持つと、ずっと考えていました。

その点からいいますと、先ほどゼネラルマネジャーの方がおっしゃいましたが、開店後に地元自治会と協議するというふうにおっしゃっていますけれども、未然に防ぐという観点からいえば、それこそ午後10時までというふうな提案も一つの判断だと思うんですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

建物設置者：特に青少年問題の中で、アミューズメントの営業時間が一番ご心配されているかと思うんです。立地法での時間が9時から24時という届出をさせていただいております（届出上は8時から24時）。

この営業時間につきましては、先日も草津市長様のほうから直接、時間のご要望をいただいております。これにつきましては22時にしようかと社内で調整をしております。ただ、確定ではございませんで、社内で今、そのような検討をさせていただいているところです。

会長：よろしいですか。

ほかにございますか。

委員：先ほどから、すべての確なお答えと、いろんな対応策で、さすがに思うところはあるんですけども、先ほどもご意見がありましたように、交通対策、2点目が環境、それから地域の連携というところが主だったところです。交通に関しましては、先ほど大分説明もいただきました。

あと、細かなところで二、三点お尋ねしたいんですけども、1つは、意見の多かった地域連携、特に指針と直接的なあれはなくても、地域との連携についてのお考えを、まずお示しいただきたいのが1点。

それから、届出書の中での環境に関するところで、参考にお尋ねさせていただきたいのが、11ページです。環境への配慮というところで、水質保全のための処理工法が一つありますが、どのレベルまで、どうなのかというのを一つお聴きしたい。

それから、もう1点、その下にもありますように、リサイクル建材の活用というところ

るので、最近、リサイクル建材で中の鉄骨の腐食が進むということが問題になっていますけれども、その辺、大店に直接的な指針対策はないんですけれども、ちょっと参考としてお聞かせいただきたい。

あと、駐車場のことですが、これは歩行者の安全面も出ていましたが、配置に対してブロックの数字だとかナンバーとか、表示はもちろんつくんですね。

建物設置者：はい。

委員：はい、わかりました。

そうしましたら、今の環境に関するところと、地域との連携についての考え方、その辺、ちょっとお聴かせいただけますか。

会長：すみませんが、できるだけ簡潔にお願いします。

建物設置者：地域との連携につきましては、現在、草津市さんとは地域協定ということで、詳細にわたって両方で詰めているところでございます。

あと、NPO法人等とネットワークづくりをしております、先般も子育てのNGOの方と意見交換をさせていただき、そういう形での連携を深めていきたいというふうに考えております。

大津市様のほうからも地域協定というようなお話もございまして、その辺につきましても、今後、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

建物設置者：最初に水質保全の関係ですけれども、2点考えておまして、まず駐車場に降る雨、それが直接雨水として入っていくということに関しては、適材適所（必要な箇所）にガソリントラップ等を設けて、そういったものが流れ出ないような形の対策をとっています。

あと、汚水の関係は、当社は水質に関しては非常にうるさいセクションというのが、まだ会社の中にございまして、そこが独自に自主検査というのを行ってまして、その水質検査をやる。汚水については、直接廃水じゃなくて、浄化槽を通して我々が処理をして、さらに落として廃水するというような形をとっております。

あと、リサイクル建材については、どちらかという、コンクリートのものよりも、マテリアル系なものが多いということがございまして、例えばブロック類とか、でき上がったものということですので、そういったものは多種多様に使っております。また、皆さんに、ショッピングセンターの中で、こういうものを使っていますよということによって、さらにそういうものが皆さんに普及していくような展示ステージみたいなものも設けたいというふうには思っていますけれども、そういった形の利用を考えております。

委員：商業者の方のいろんなご意見が多かったと思うんですが、商業団体の方々とお話等もされたと思うんですけれども、その辺についてはいかがでしたか。

建物設置者：瀬田商工会の皆様とは、お話をさせていただきました。内容は、住所が草津市なものですから、基本的には草津商工会議所のほうですけれども、瀬田のほうにも、いろいろとお話はいただいております。

それと、私どもの専門店の出店のほうでございまして、現在、滋賀県では約1割強のご出店をいただいております、当初3割というお話だったんですけれども、結果的には、そういう状況になっております。

建物設置者：今回計画させていただいて、一番早い段階に当然、地元、それから草津市

さんのほうにご相談に行った中で、やはり草津の商工会議所に説明しなさいということで、商業観光部会に計画説明をかなり早い段階にさせていただいております。その計画説明を受けまして、瀬田の商工会さんのほうからも説明してほしいということで説明をして、私どもの計画概要について説明させていただいたと。

その中で反応といたしましては、むしろ、出店条件でございますとか、どれぐらいの規模をやるのかとか、そういうようなものが非常に質問として多かったと。

その後、計画が進む段階におきましては、やはり同じように草津商工会議所、瀬田商工会、それから大津商工会議所さんのほうにも説明をさせていただいております。

説明会の中では、余り中心市街地云々という話は出なかったと。ただ、私どもとしまして、最初の計画では、現在、滋賀県ははっきり流出していると、商業的に。その中で京都とか大阪のほうに非常に地理的に近いものですから、京都・大阪圏での商圈であろうという中で、できる限り滋賀県の中で消費を増やせないかということでの店ぞろえという考え方で、ショッピングセンターを計画しているんですよというような説明をいたしております。

そういった中で、私どもの説明会とか、あるいはお話の中での中心市街地をどうするのかという話は、直接、余りは聞いていないんですけど、そういう意見も説明会等々で若干はいただいております。

会長：よろしいですか。

ほかにございませんか、いいですか。

建物設置者：あと、委員からのご指摘について、先ほど未確認でお答えできなかったものがありますので。

夜間の最大値、定常騒音につきましては、それぞれの音、定常騒音だけを加算して最大値を、今日ご報告させていただきました。ご指摘のとおり、変動騒音も含めた値で計算した結果、また担当課さんのほうにご報告させていただきまして、チェックしていきたいと思っております。

あと、チェックリストの部分につきましては、また検討させていただきます。

会長：私のほうからお伺いしたいんですけども、交通問題に関わって届出書のほうでアクセス道路東交差点、それから琵琶湖養育院病院南東交差点というのがありますが、ここが来退店経路から外されているんですね。これはどういう理由であるのか。

現実の問題として、ここは頻繁に利用されている道路であって、そして同様に、今の琵琶湖養育院病院南東交差点、それから大萱6交差点、大萱3交差点も現実には一般に利用されているところであって、いわゆる必ずしも生活道路ではないと。

それから、琵琶湖養育院病院の前のところが、病院があるにしろ、かなり頻繁に利用されているところであって、どうしてここを外されているのか、それが1点です。

それから、先ほど路線バスを利用していただく、促進するということをおっしゃっていただいても、先ほどの説明では南草津駅を中心とした東・南というのか、東側からの経路だと思っておりますけど、どうして大津側からの路線バスの経路というものについては入っていないのか、計画されていないのか。

その2点について、お教えいただければ。

建物設置者：まず、誘導経路につきましては、あくまでも我々は今回の誘導経路を積極

的に誘導するという事で、そこが現状としては確かに混んでいる部分もあるんですが、先ほど説明がなかった新浜町交差点から大將軍1丁目交差点、そこについても我々の実行時の中で交差点の改良をしていくといったことを行いながら、その主要な我々が案内すべき動線について整備をしていくということを考えております。

ですから、抜いたというよりは、我々が誘導すべきルートにどう誘導するかということの上で、問題点を抽出して検討していくということでございます。

会長：ということは、来退店経路には入っていると。

建物設置者：現在、もしも分散がそこにいったとしても、それは安全側といえますか、我々が一番ピークでそこに誘導すべきルートに集中したときに、自分たちの交通が処理できるかどうかということ、最大限負荷をかけて検討させていただいているということで、この誘導経路を設定しているということでございます。

あと、路線バスにつきましては、先ほどのものはあくまでも決まったものということで、今日はお話をさせていただきました。大津側とか、その他さまざまなことについては、まだまだ検討をしている最中ですが、現時点では明確にお話しすることができないということで、やはりご指摘にあったような方面からについても検討はしたいということで進めております。

会長：他の委員の方、何かありますか。よろしいでしょうか。

時間が大幅に超過しましたので、どうもありがとうございました。

(2)「株式会社丸善 石部店」、(3)「株式会社丸善 守山駅前店」、(4)「アストパワーセンター」の変更届出について

会長：それでは続きまして、丸善のほうから説明を受けることにします。

丸善については、石部店、守山駅前店、それからアストパワーセンター、全部、変更届出であります。まとめて説明していただくことにします。

本日は、どうもご苦労さまです。

このたびの届出の基本的な点につきましては、あらかじめ勉強させていただいておりますので、変更届出に関わる点で、しかも周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、3つ合わせて10分程度、できればもう少し短くお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

建物設置者：3つ、続けてよろしいですか。

会長：続けて。

建物設置者：当社の沿革とか、そんなのはよろしいですか。

会長：ええ。変更部分に関わる影響・配慮事項。

建物設置者：そしたら、ご審議いただきます3つの件についてポイントを説明させていただいて、あと、専門的なことはこちらのほうで説明してよろしいですか。

会長：ポイントといえますか、周辺の生活環境への影響と配慮事項だけでいいです。ポイントが必要でありましたら、簡潔に。

建物設置者：最初に、石部店です。平成14年7月に開店いたしまして6年が経過しま

す。その間、いろんな地域の便利店として尽くしてまいりましたが、ここに、さらに商業集積を明確にするために、「本のがんこ堂」さんを今回導入しまして、地域の文化施設にもっと貢献するよう応援しようと思っております。

次に、守山駅前店でございます。平成17年7月に開店しまして3年の経過でございますが、そこにも、今までは食品スーパーだけの店舗でございましたので、やはり地域の皆さんのニーズにできるだけ応えるように、そこへ食の文化と、それから生活の提案業として、セリアさんを今回導入することで申請させていただいております。

3つ目でございますが、アストパワーセンターの駐車場の減台申請でございます。本来は、6条の増床申請の中に持って入るべきでしょうが、現在の建物撤去とか、いろんな撤去がずっと続きますので、少しでも早くしていただきたいことで、まず減台申請からさせていただいて、それから5月15日付で立地法の増床申請は提出ができておりますが、今日は減台申請で審議をよろしくお願いいたします。

あと、簡単なことでございますが、その細かな地域の要望とか、それについてはコンサルタント会社のほうから説明もさせていただきます。

建物設置者：各関係機関なり住民の方の意見を中心に、配慮事項を説明させていただきます。まず、石部店ですけれども、定常騒音におきましてはカタログ値を用いましたけれども、カタログの補正を行って再測している結果、環境基準に適合しております。

また、周辺に影響を及ぼす室外機等の合成値におきまして、基準を下回っております。ただ、自動車走行騒音におきましては、一部、予測地点におきまして基準値を上回る場所がございますので、先ほどお渡しいたしました図面の斜線の部分ですけれども、そちらのほうを、22時以降の駐車利用可能区域というふうに出しまして、コーンポール等を置きまして、影響のある場所におきましては駐車規制をすることによって、近隣への影響に配慮いたします。

また、場内での走行車両による影響を軽減するためにも、店内や駐車場内には、駐車場内での静寂な維持に協力と呼びかける掲示や看板の設置、また駐車場の徐行の路面標示を行って、配慮していきたいと思っております。

その他の配慮事項といたしまして、本のがんこ堂さんが23時までの営業ということもありますので、こちらのほうは有害図書など置いておりませんけれども、青少年の健全育成のためにも、営業時間終了後には出入口を閉鎖しまして、時間外の進入を防止いたします。また、地域住民や関係機関、警察等と、青少年健全育成のためにも連携していきたいと思っております。また、オープン時や混雑時には渋滞、混雑が予想されますときにはガードマン等の配置を検討したいと思っております。

続きまして、守山駅前店ですけれども、こちらのほうも石部店と同様に、定常騒音におきましてはカタログ値の補正を行い、室外機等の合成値におきまして、環境基準、規制基準は下回っております。守山駅前店も自動車走行騒音におきましては、一部基準を超える地域がありまして、こちらのほうですけれども、速度の低減化によりまして騒音レベルも低減しますので、こちらも同じように徐行を促す看板の設置や、路面標示、また22時までの営業ですので、閉店時間22時までの退店を呼びかけることによって、場内の走行車両による影響を軽減いたしたいと思っております。

また、その他の配慮事項といたしましても、こちらも石部店と同様に、営業時間終了

後には入口を閉鎖して、時間外の進入を防止いたします。また、公道を通行される歩行者に対しても、植樹帯またはフェンス等を敷地側に設置してありまして、安全性の確保に努めるとともに、出入口部分には一旦停止の標示を行っております。

建物設置者：アストパワーセンターの駐車場の減少の届出について、周辺の市町村ということで愛荘町さまのほうから、11月に駐車場の実態調査を行いまして駐車場の必要台数を設定しているわけですがけれども、それにつきまして、11月が妥当な調査時期かどうかというご意見をいただきました。

それにつきましては、こちらのほうで、アストパワーセンターのレジ客数から、11月が年間どれくらいの状況かを調査させていただきました。それを見ますと、一日平均のレジ客数を100、年間の一日を100といたしますと、11月はほぼ100、ちなみに、8月が110、10月と1月が100というような形で、11月はほぼ平均的な来客状況だというふうな結果が出ております。

それに加えまして、今月7月13日に駐車台数の調査を行いました。裏の表を見ていただきますとわかりますように、ピークで3時から4時の間ですが、189から180と、そういう台数がとまっております。ただし、この図でいきますと、今回ちょうど駐車場を減らす分、3、325台というところですが、常時30台以上の従業員の自動車をとまっております。

これを考えますと、来客車両の駐車台数は7月13日段階でも150台前後ということですので、今回取り決めました160台ということで、今回の駐車場の調査についても下回っているという結果が得られております。

会長：ただいまの説明につきまして、質問がありましたら、3つ合わせてお願いします。

委員：石部店の騒音関係ですが、今回、夜間の駐車場整備をされるという形で出されたので、そのままではちょっとまずいなと思っていたんです。これですと、規制値を大幅にオーバーするということが解決されていないと。これは、南東側の出入口が閉じられるということで、いいですか。

建物設置者：はい、そうです。予測地点aというところがありますけれども、そちらの出入口のみ使うということになります。

委員：あとは、実際問題として、コーンを置けるかどうかですね。車も若干残っていたりするかもしれないですけど、そのあたりはどのようにお考えですか。

建物設置者：店内放送などを通しまして、お客様に、そういうコーンポール等を配置いたしますので、移動とか、そういうことで周知いたしまして、規制区域の部分の車をできるだけ排除しようということで考えております。

委員：わかりました。ありがとうございました。

会長：ほかに。よろしいでしょうか。

じゃ、時間の関係もありますので、短いですが、ありがとうございました。

建物設置者：本日は、皆さん、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

(5) 「(仮称)琵琶湖・守山リゾートSC」の変更届出について

会長：そうしましたら、引き続きまして、琵琶湖・守山リゾートSCの説明を受けることにします。間もなく4時になりますので、よろしく願いします。

本日は、どうも、ご苦労さまでございます。

このたびの県の意見に対する対応につきまして、詳しくは事前に説明を受けておりますので、時間の関係もありますので、ポイントを簡潔に、3分程度でご説明いただければと思います。よろしくお願ひします。

建物設置者：今回、届出させていただきました（仮称）琵琶湖・守山リゾートショッピングセンターの新設について、県より意見を賜りました。私どもはこれを真摯に受けとめて、よりよい施設にするため対応策をまとめ変更の届出を行いましたので、ご説明申し上げます。

ご意見の1つは、交通渋滞が生じた場合は、協議の場を設けるとともに、有効かつ適切な対策を継続して追求することでした。

私どもは、ご意見に従い、地域住民と協議の場を設け、必要に応じて関係機関、道路関係者と協議を行うことといたします。また、交通渋滞を未然に防ぐ観点より、公共交通機関の利用を促すこととしております。江若交通および近江鉄道バスと協議を行い、堅田駅より、当施設を経てラフォーレ琵琶湖までの路線を新設してもらうこと、また守山駅からは、ラフォーレ琵琶湖行きのバスを大幅に増便してもらうこととなりました。堅田駅からのバスの便数は一日に30便、守山駅からは一日21便となっております。

これらは陸運局に事前に申請が行われており、9月5日から運行の予定となっております。なお、バス利用を促すため、ホームページ上でバス路線を表示しております。

2つ目は、駐車場内の安全確保でした。

これにつきましては、滋賀県警様より具体的なご指導を賜り、歩道部分を緑色のカラー舗装とし、歩道に通じる出入口に停止線を設置するだけでなく、効果的に一時停止を注意喚起する方法として物理的な突起、ランプを設置することといたしました。また、交通誘導員を適切に配置して、安全な誘導に努めてまいります。

いま1つは、夜間荷さばき施設における騒音対策でした。

これにつきましては、北側に防音壁を設置しておりますが、バックブザーの廃止を徹底させるとともに、また荷物の投げ下ろしの禁止や台車音の低減を図り、静穏の保持に努めてまいります。当施設は、夜間においても3名の警備員を配置しておりますので、これらが遵守するか確認を行ってまいります。

また、意見にはございませんでしたが、自主的な対応として、オープン時の交通渋滞緩和対策として、連休と開店日が重なるのを避け、開店日を当初予定の9月11日から1週間おくらせて、9月18日にする予定でございます。

以上、簡単ですが、対応策の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会長：どうも、ありがとうございました。

特にしておきたいという質問がありましたら、出していきたいと思ひます。

はい。

委員：確認ですけど、今日、いただきました変更届出書の2ページ目と申しましようか、県の意見に対する意見、A、B、CのうちのAに対する回答のところですか。あくまでも確認でございますけれども、こういうふうな文章が書いてございます。

「また、開業後の交通渋滞等の問題が生じた場合には、地域住民との協議の場を設け、それから有効かつ適切な対策を追求し、継続的に円滑な交通が流れるように努めていきます」と。「努めますと」というふうに書いてあるんですけども、有効かつ適切な対策を追求し、継続的に円滑な交通が図れるようにしますとは言えないと思いますので、これは「努めてまいります」で結構ですが、地域住民との協議の場を設けることに努めますとも読めるんですが、これは必要があれば必ず設けていただけるんですね。それが確認です。

建物設置者：はい、そのとおりです。説明いたしましたように、ご意見に従い、地域住民と協議の場を設けるということです。

委員：わかりました。

会長：よろしいでしょうか。

委員：確認です。バックブザーの関係ですが、実際、住居があるところですね。結構離れているのですけども、どのぐらいのレベルになるとかという試算をされたんでしょうか。されていれば、ちょっと教えていただければ。

あと、バックブザー以外にされているんでしたら、バックブザー以外の音も含めて、どのぐらいだったのかと。

建物設置者：具体的な試算まではいってないんですけども、前回のときにもご指摘がありましたように、要は壁が全然きかなくなると。壁で15、20デシベルぐらいきいていたと思うんですけども、地上1.2メートルレベルでは上へ行ったら全然ないよと。距離とのある程度の相殺で、ひょっとしたら足りない部分が出てくるかもわからないということで、特にバックブザー音が大きかったものですから、これはやめてしまおうということに、指導していくということにしましたので、深い試算まではやってございません。

委員：わかりました。

会長：ほかに、よろしいでしょうか。

どうも、ありがとうございました。ご苦労さまでした。

そうしましたら、ここで5分ぐらい休憩をとるということにしたいと思います。

4時5分から。

〔午後 4時0分 休憩〕

〔午後 4時5分 再開〕

2. 審議

- (1) 「株式会社丸善 石部店」の変更届出に係る審議
- (2) 「株式会社丸善 守山駅前店」の変更届出に係る審議
- (3) 「アストパワーセンター」の変更届出に係る審議

会長：それでは、時間が来ましたので、再開させていただきたいと思います。

イオンモールにつきまして、どういう意見が出るか、長引くのか、よくわかりませんので、それ以外の丸善、それから琵琶湖・守山のほうを先にやってしまいたいというふ

うに思います。

丸善石部店で、騒音問題の点がありましたけども、それなりの対策が講じられているようですし、守山駅前店、それからアストパワーセンター、それぞれ変更届出がありますが、アストパワーセンターにつきましては、最初に事務局から説明がありましたように、店舗が新たに入ってきたときに、どういうふうになるのか。また問題になるかどうかというように思いますので、この段階では実態に合わせた変更、駐車場の減ということで特に問題はないように思いますので、たたき台として、丸善関係について総合的な評価として、「意見なし」でいけるんじゃないかと思います。

どうぞ、ご意見を。

よろしいでしょうか。それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

(4) 「(仮称)琵琶湖・守山リゾートSC」の届出事項変更届出に係る審議

会長：そうしましたら、琵琶湖・守山リゾートでありますけども、これにつきまして、基本的に、県から出された意見に対応した回答がなされております。もし、そうでない場合には勧告ということになると思いますけども、先ほど、委員から意見が出ていましたけども、よろしいでしょうか。

委員：確認したまでです。あくまでも表現上の問題で、下手に誤った解釈になったらいけないということで確認しただけですから、結構です。

会長：そうしましたら、たたき台として、「勧告なし」ということでいきたいと思います。

よろしいでしょうか。どうも、ありがとうございました。

(5) 「(仮称)イオンモール草津」の新設届出に係る審議

会長：そうしましたら、早速イオンモールのほうにいきます。

こちらの最大の問題は、交通問題ということでありまして、イオンモールのほうでは相当程度、自主的に対策が講じられていて、特に問題にすべきところが少ないくらいに対策が講じられて、自己の負担のもとに改善が講じられてきているということですが、これについては委員のほうからも最初に出されていたフォレオ大津一里山との関わりも考慮しながら、それなりの検討をしていかないといけないんじゃないかというふうに考えるところであります。

もっと明確に言えば、フォレオ大津一里山のほうで出している意見も、あちらにだけ出して、こちらには出ないということが、変に問題にされないような形で検討していくというふうにしたいと思いますが、当面少なくとも、先ほど委員から交通問題を丁寧に質問されておりましたけども、私のところで出しました琵琶湖養育院病院の前のところ、届出書では今日の説明とは違って、来退店経路には入っていないんですね。

現実の問題としては、ここに来退店の車が来ないことはあり得ないというふうに考えられるわけです。どういう考えなのかよくわからないですけども、当然ここを含めて、交通の流れなり安全・渋滞対策等の検討をしていかないといけないんじゃないかというのが1つの大きな疑問であります。

それから、交通問題として路線バスを利用するということは、向こうの言った点ですけども、大津側からも検討中とは言っておりますけども、確実にやっぱり検討して実現

していくような、そして琵琶湖・守山リゾートのように江若バス、それから近江鉄道バス、30便と言っていましたけども、便数を多くするような方向で検討していただいて、来店者に公共交通機関を利用していただく方向というものを促進すること、これを追求してもらうことが大切じゃないかと思うわけであります。

特に、フォレオ大津一里山のところでは、国道1号の交差点、あるいは国道1号を中心とした交通量というものを改めて調査して、これを中心に交通の流れなり配分というものについて意見を付けたわけですけども、ここについてイオンは周到に今日のところでも説明をされていて、対策を講じられておりましたので、どのように考えて入れるのか問題も出てくるかと言えますけど、交通問題について、私のほうでは今のような感じで問題を受けとめております。

したがって、交通問題一つとっても、それなりの意見というものを付していく必要があるんじゃないかというふうに思っていますので、あわせて住民等のところから周辺的生活道路への進入について、当然イオンモールの今日の説明でもそうでしたけれども、交通整理員なり警備員の配置を含めて説明が行われておりましたけども、これを確実に追求してもらおうと、あるいは具体的な対策というものを追求してもらおうということも追加的につけておく必要がある。

あと、住民からの要望のありました青少年の健全育成という点について、どのように扱っていったらいいのか。イオンのほうでは、もう対策を講じられているようですが、考慮していったほうがいい点ではないかというふうに思います。

そのほか、特に交通問題につきましては、開業後、とりわけ琵琶湖・守山リゾートのところでも付しましたように、開業後、継続して対策を講じていくということが大切だと思いますので、琵琶湖・守山リゾートとあわせて、この点は意見として付していく必要があるんじゃないかと思っています。

なお、ほかに新たなご意見を出していただきたいというふうに思います。

委員：事務局にまずお尋ねしたいんですけども、これはフォレオ大津一里山に対して意見を出したという状況のもとで、イオンモールは、フォレオの方にこういう意見が出ているというのを当然理解した上で、県のほうにも相談されて、何がしかの準備をされて、今日臨まれたと思いますけれども、今日伺った対策は、既に本来ならば届出書の中に入っているというふうに解釈をして、私たちは今後意見をつけるとすれば、それをまとめるのか、あくまでも今日の発言は口頭でもありますし、どこかで担保されているものではありません。

ですから、それに対しても意見を、本来ならば、既にこの審議会の席上で表明されていることではあるんですけども、それを念押しという形で意見を言うべきなのか、その辺はいかがですか。

事務局：当然、今日出た意見じゃなしに、最初に出たのが公式な届出になりますから、今回、委員がおっしゃったように、きちっと担保をとるために、今日、言ってもらった内容を盛り込んだ内容の意見がいただけるような、対応いただけるような意見を出しておいていただかないと、これはどこにも出ていけませんので、そういうことでございます。

会長：当然、意見を出しておいたほうが良いように思います。文言をどうするかは別として、資料を出せと言うのか、対策を示せという。

委員：会長が言われましたように、関連するフォレオ大津一里山への意見と整合性をもたせる必要がありますので、内容的に。

フォレオのほうには、こういう表現がございますね。ほぼ同時期に開業するイオンモール草津の出店の影響を加味した国道1号の交通状況の予測、こういうふうなことが指示されていますので、このイオンモールをフォレオ大津一里山に変えたような形のもの、それから、守山リゾートに対してつけましたような事後の協議と申しましょうか、これを組み合わせて、意見としてつけていただいたらいいかと思います。

会長：そうですね、はい。

今の点は、多分、皆さんご異議はないと思いますので、フォレオとバランスのとれた意見を出していくということにしたいと思います。

事務局：すみません、会長。先ほどのあれですが、例えば委員の質問に答えて、開業時間の話、たしか9時～22時に変えるというような話が出ていましたけど、我々、その話は今日初めて聞いたところで、この届出書では8時～24時になっています。そういったこともちょっと入れていただければと。

会長：交通問題について、先ほど指摘したような点は、委員のほうからも今改めて出されていて、含めて出すとして、ほかにご意見ございますでしょうか。

委員：すみません。もう1つだけお願いします。

バスですけども、会長から他の路線も必要ではないかと。それから、また提案されている3路線についても増便が望ましいということでもございましたけども、これは道路運送法の4条に基づくものです。つまり、78条のようなものではありませんよね。4条というのは路線バスですね。78条というのは私的有償運送ということで、要するにイオンモールが自前で路線バスを運行するというものでございます。

それであれば、資金さえあれば、やる気さえあれば、78条ではできますけれども、4条となりますと、バス事業者がサービスを提供することになるわけですから、相手側がそれでは乗れませんということであつたら、路線は開設できませんよね。

ですから、4条路線でいくということであるならば、意見として、どこそこへということを書いてしまいますと厳しいかなと思いますが、その辺は。

会長：私は、検討しているというのを聞いて、なったんですけどね。

事務局：よろしいですか。

事務局サイドで聞いておるのは、シャトルバスと路線バスがあると。先ほどの説明でも、何か路線バスを充実させるというような話、シャトルバスですと駅からイオンまで、それもイオンに来るお客様だけしか使えない。

路線バスの場合は、要望するだけでなしに、ある一定お金を負担するから路線を増やしてもらえないか。こういう話を持っていかないと、というようなことを聞いております。

会長：負担すると言っていましたね。

委員：そしたら、大丈夫ですね。

会長：はい。

それと、届出書では8時からとなっているんですけどね。2つの店舗で9時からですけども、1つが8時から開業（営業）することになっているものですから、8時というのは

ちょうど通勤時間で、近江大橋のあたりというのは最大に混む時間じゃないかというふうに思うだけに、公共交通機関の利用というのは大変重要じゃないかと思いますね。

でも、それが南草津とか、あっちのほうだけからだと、どういう意味があるのか、半減しちゃうんじゃないかという気がするんです。特別な考えがあるんじゃないかと、とりあえず、ついているところについて言っただけで、検討中ということでありますので、追求いただいたほうがいいんじゃないかと思います。

計画店舗の近くに、さっきのポンプの問題がありますけども、騒音の問題で何らか意見をつけておく必要はないでしょうか。

委員：意見とまでは要らないと思うんですけども、附帯意見ぐらいには入れておいていただきたいですので、あくまでちょっと危ないなというぐらいです。

会長：これまで、意見をつけた場合には、意見をだあっと出しちゃって、意見にさらに附帯的というのとはしなかったですね。

委員：そうですか。

会長：ですから、特に苦情があったような場合とかを含めて、騒音、それから安全面の問題もあるんじゃないかと思いますので、何か意見をつけておけばいいんじゃないかと思います。

委員：そうですね。なかなか難しいところですね。指針どおり計算すれば、こういうことはない。多分、守山リゾートは指針どおり計算したら超えると思います。そういう意味で、意見でよかったと思うんです。

会長：なるほど。じゃ、住居との関係については、特につけないでおきましょうか。

委員：それでもいいかもしれません。

会長：2メートルのコンクリートで囲まれているだけに、かえって逆に問題が生ずるような気がしてしょうがないですね。

委員：ただ、今回言いましたところというのは、20メートルほど離れたところがポンプですので、そこを対策するのは、たやすいと思います。

会長：わかりました。

青少年の健全育成の見地からの防犯対策等については、今日も説明のところでも明確に指摘されていますけども、たしか委員も指摘されていた点じゃないかと思いますけれど、どうしましょうか。

いいですか。警察の派出所も置くんですね。

委員：立寄所ですね。

会長：立寄所か。それから、警備員を置いてあれするということでありますので、多分問題は生じないだろうと。また、何時以降、閉じるとかという話もありましたね。

委員：全然違う話ですけど、青少年の育成云々ということで、閉店する時間は24時を22時にしたらという話がよくありますね。あれは確かに解決の一つでしょうけども、それがすべてなのかなというのがすごく不思議ですね。

例えば、小学生が22時までうろうろしていたら、それはおかしいですね。21時でも同じです。そういう問題ももちろん大事でしょうけども、今回の件に限らないですけども、やはりきちっと声かけをしていただくであるとか、巡回をきっちりやるとか、それは22時であろうが、23時であろうが同じなのかなというのが一つずっと気になっ

ていたんです。

もう一個、全然また違う話で、路線バスの話で私が質問して、駅からのピストンだけではインセンティブがないと無理ですよという話をしたときに、うまく答えられたなど。ちょっと感動というか、本当にうまく答えられたなどというのは、店舗と駅だけではなくて、その地域といいますか、そこをうまくアクセスを考えていこうと思っていますというふうなことがあったかと思うんです。

ですから、そういうコンセプトでバスの運行を考えているであるとか、そういうことをもっとイオンさんは前面に出されたいのかなど。要するに、イオングループ自体は、そういうのを非常に熱心にされていると思うんですね。緑の問題であるとか、環境問題とか。

ですから、その店舗ごとにポリシーというか、そういうふうなことをもっと明確にされると、店舗が考えておられる施策というのがもっともっと消費者にインパクトを与えて、いいイメージが植えつけられるのかなど。そう言えばよかったんですけど、話が長くなったのでやめたんです。

委員：全く同感ですね。そういう形で、バスを地域でもって便利で、そして長続きするようにしていく、あるいは新しいものを導入していくと、そういう機会になれば非常に結構ですね。

委員：それが一つの地域貢献というか、社会貢献の一つにも多分なるのかなというふうに思うんですね。

会長：じゃ、その公共交通機関の利用を促すことを追求してもらおうという意見をつけるとしたら、今の点を含めておくことにしましょうか。

ざっと言って、インセンティブを持たせるということで、いいですか。

委員：インセンティブというよりも、そのバスに乗ってほしいということではなくて、バスをきっかけにして地域貢献というか、要するに、店と駅とその町内というか、周辺地域がうまく連携するという、そういう方針でバスを運営するんですよということをもっと積極的にPRすべきじゃないのかなど。

ですから、新しい形の社会貢献というか、地域貢献をされているわけですから、もっとそこをPRして、より真摯に周辺住民の方の声も聴きながら、やっていかれたらいいのかなど、そういうイメージですね。

会長：ということは、公共交通機関利用を促すということ、地域貢献の見地からということですね。

委員：そうですね。

会長：単に渋滞対策というだけじゃなくて。

委員：はい。

委員：すみません。地域貢献という意味で言えば、先ほど私も地域連携という言葉を使ったんですけども、ある意味、交通量にしても、商業者にしても、地域住民にしても、個人的に言えば湖周道路なんかも、あの停滞で、あの公園なんかで休憩できなくなるのかしらと、そういうふうに思うぐらい、個人的にはすごくあらゆる面で影響があるんです。

これを指針レベルで判断すれば、全部クリアかもしれないですけども、何か割り切

れない部分があるんですね。だから、それを考えれば、いろんな意味で、いろんな方面、多大な影響を与える可能性は大ですから、地域への貢献という、逆に影響を与える裏返し、代償とはいいませんけれど、そういうあれを含めた何がしかの、今おっしゃったバスのあれとか、そういうレベルでの取り組みも、もちろん青少年の育成というのは取り組んでおられるでしょうけれども、そういうのではなくて、何か説明つかない、割り切れないところをクリアできるだけの地域貢献というような部分を取り入れた、何がしかができてからというふうに、私も思いますね。

会長：意見として。

委員：はい、意見として。

それで、今おっしゃっている何がしかで、もう少し広い理解を得られるような形のものがないかなと。クリアできているけど、割り切れないというのが多いんじゃないかと思うと、それを何かの形でできないかと私も思っているんです。

会長：付随的に地域貢献を入れている分には、多分、余り問題ないと思うんですけど、地域貢献の見地から、こういうようにするというのが言いにくいですね、立地法では。

委員：かといって、先ほどのあれでないけれども、明確なあれがないというのは、やはり対象にならないということで、それがちょっと問題点になりますけれども。

会長：はい。だから、何か具体的な問題に絡めて、地域貢献という言葉を入れていくとかというのはいいと思うんですね。何かいい手があれば。

委員の何となく心にある、わだかまっているポイントはどこですか。それによって表現すれば。

委員：そうですね。あらゆる交通渋滞が一番の住民にとって迷惑な部分ですね。それでクリアな対策をされていますけれども、基本的にはそれだけのプラス・マイナスをただけのあれが、どこにあるかなと思っているんです。私からは言葉に出してなくても、中心地の活性化のお話をされましたね。あの問題も出ていたのかなとったりもしていましたが、地元の方との話し合いの中で。

委員：地域貢献につきましては、どちらかという、我々はイオンモールの取り組みを支持するといいましょうか、かなりよい提案をされているというふうには受けとめているんですから、それは意見の中に、地域貢献をもっとせよと書く必要はなくて、要するにバスの充実とか、そういう形で書いておいて、それで事務局から口頭でそういうのは評価されていますよというふうにお伝えするとか、そういうのでいいんじゃないかなと思います。

会長：どうでしょう。それが、多分、一番いいような感じですね。

委員：言葉で書いてしまうと、しかも明確な対応策というあれはないですから、大変難しいと思います。それはおっしゃるとおりですね。

会長：そうしますと、大体これまで出ていたところで、要するに意見をつけるということとていきたいと思いますが、交通問題ということになるかと思えます。

騒音の問題、あるいは隣接する住居、その環境の問題については、特につけなくていいんじゃないかということでもありますので、交通問題が主たる問題になるのかなと。

委員：先ほど営業時間の話が出ていましたね。

会長：それで、営業時間の問題というのは、実は交通問題と絡んでいるものですから、

その交通問題の一つとして、基本はフォレオ大津一里山での意見と、大体符合するような方向で、同時期に開業するフォレオ大津一里山の出店の影響というのは加味して、その国道1号の主要交差点についての交通量予測、その結果に基づいて、交通対策、渋滞対策というものを具体化する、検討する。あるいは、配慮していくという点で、1つが、これは私が指摘した点を最初に持つてくるのはよくないかもしれませんが、琵琶湖養育院病院前の道路ですね。

ここについて、表現の仕方はまた後で丁寧にすればいいと思いますけども、病院前道路が来退店経路の中に入っていないので、これを来退店経路の中に含めて、安全対策、渋滞対策を考えていただくと。特に、来退店経路というものを周知させる上で、これを含めた案内看板とか、あるいは新聞、チラシ等、多様な形で周知させるということが必要じゃないかというふうに思います。場合によったら、交通整理員の配置なんかも必要になってくるんじゃないかというふうに思います。

もう1点は、公共交通機関の利用、シャトルバスというのは、今の段階で何となく指摘できなくなっちゃったんですけど、少なくとも公共交通機関の利用ということについて、これによる来店を促す努力というものをさせていただきたい。文言として適当なものが浮かんでこないんですけど、何らかの措置を検討していただきたいということですね。

その中で、先ほどもありました地域貢献という見地からも、その点が求められるんだという指摘をしていったらどうか。それでよかったですかね。

それから、もう1点は、8時から営業ということになっていきますけども、この営業開始時間というものが通勤時間帯と重なるということで、交通渋滞対策の一環として、この点、対応を検討していただくということが必要じゃないかというふうに考えております。

それから、交通問題といえば交通問題ですけども、これは地域住民からの意見としても強かったですね。周辺の生活道路への来退店車両の進入防止という、当然のことですけども、近隣住民の安全対策を含めて、交通整理員の配置の問題というものを念押ししていく必要があるんじゃないかというふうに思います。そういう意味では、具体的な対策を追求してもらおうということですね。

交通問題としては、全体として開業後も渋滞対策を追求していただく。特に、委員からも出された、広域的に対策を講ずること。したがって、何らか適切な対策というものを継続して追求するようなことが必要になると思います。

青少年の健全育成の件については、地域住民からの意見としてかなり出ていましたので、何となくこだわるんですけども、この段階でいいかなという、念のため意見として出しておいてもいいんじゃないかとは思いますが、建物設置者は踏まえられていましたので、入れなくてもいいかもしれないとは思いますが。同じことは、深夜に及ぶ営業で、1つは安全の問題、それから防犯の問題があると思います。

それから、琵琶湖に近いことと関わって、何か言っておいたほうがいいような気がしてしょうがない点がありますけども、委員さんのほうから余り意見が出ていませんでしたので、この段階では入れないでおいてもいいかというふうに思います。

大体、交通問題を中心に、以上のような整理ができるかなというふうに思いますけど、具体的な文言についてはもうちょっと練る必要がありますが、追加的にこういうものを

入れるべきじゃないかというのがありましたら、出していただきたいと思います。

委員：追加ではないんですけども、あそこの病院の前の道を使っていない理由というのは明確には言われなかったんですが、何か理由があるんじゃないでしょうか。もし、理由があるとすると、意見に書いてしまうと困ったことになってしまうという懸念はないですか。

会長：理由はどこにも示されていないですね。しかも、あそこは交通量が多いんですね。病院自体は、道路から下がって建っていますので、入口が下がっておりますので、病室等についてはもっと奥ですね。そうすると、それほど大きな影響というものはないはずだというふうに思いますけど。

事務局：事務局からですけども、指針のほうで、病院、学校等があれば、基本的にはその経路から外す方向で選択するという原則が一つあります。それで、イオンさんは外されたかなと思いますけども、ただ、大津市さんの意見で、現実的には、あそこの経路を通らないことはあり得ないということで、大津市さんとイオンのほうで交差点改良ということで検討されていると。

会長：意見として出して、特に問題ないように思うんですけどね。

委員：それは、そこを使いなさいというような意見なのか、あるいはそこにどのくらいの負荷がかかるのか。誘導がうまくいけば、ここに書いてあるようなことでしょうかけれども、現実問題として病院の周辺を通りそうだと。どのくらいの負荷がかかるかは、きちっと評価してくださいというようにするのは、ニュアンスは大分違いますね。

使いなさいと書いちゃうと、ちょっとしんどいかもわかりませんね。

会長：現実の問題として、計画店舗内の真ん中の湖南の道路と、それから東出入口を結ぶ道がないところで、現実には養育院病院前の道路と、それから琵琶湖に接する交差点というのが非常に混むんです。それくらい利用されている。ということは、私が意地悪く届出を見るとすれば、あえて避けたという気がしてしょうがない。

そういう意味では、1号線の交通量調査もさることながら、あそこだって、どういうことになるのか、交通量の調査を含めて考えてもらったほうがいい点ではないかと思うんですけど、今、委員から言われた点を言われると、何となく腰砕けになっちゃうんですけど。

委員：使いなさいというのは、賛否両論あるんじゃないでしょうか。

会長：そしたら、養育院病院前道路の交通量調査ということにしておいて、交通経路の見直し、渋滞対策の見直しというか、追求というような感じにしておきましょうか。文言上は使いなさいという形に見えないように工夫して。

事務局：よろしいですか。

要するに、大津市さんは、ここは既にもものすごく混んでいるので、さらに調査して負荷がかかるわけですから、そこを来退店経路では使わないような誘導をするようにしてほしいというご意見なので、そういう意見にして、ここへ入れさせていただいたほうが。

イオンのほうは、来退店経路でないから外しておるわけですね。でも、地域住民の方は、そんなことはない。非常に心配されていて、今でも混んでいる。開店したら、いっぱい来るという思いで何とかということですが、そういう意味の、あそこに行かさないような誘導をしてほしいという意見をつけておけば、向こうは、じゃ、ガードマンをつ

けるなり、何かするなりして、という対応になるうかと思われるんですけど。

会長：渋滞対策を講じてもらう一つのあれとして、大きいのね。どうでしょう。文言はあとで工夫することとして。

大体、そんなところですけども、よろしいでしょうか。結局、交通問題が中心になって、意見を出す場合でも、ほとんどそれになっちゃったんですけども。

そしたら、そんな形で、とりあえず出させていただくことにします。

そうしましたら、イオンのところ、必ずしも文言が明確じゃありませんけども、おおよそのところで、これまでの審議した結果について、事務局のほうから整理していただければと思います。

事務局：それでは、私のほうから今のご意見をまとめさせていただきます。

まず、(仮称)イオンモール草津でございますけども、意見を付すということで、1つ目が、ほぼ同時期に開業する、フォレオ大津一里山の出店の影響を加味した国道1号の主要交差点を中心とする交通予測を実施して、その結果に基づいて、適切な交通対策、交通渋滞の緩和に対して配慮することということで、さらに交通関係で琵琶湖養育院病院の交差点を経由する経路が来退店経路になっていないんですけども、実際には来退店客が利用して交通渋滞が発生することは予想されるということで、案内看板、チラシとか、そういった来退店経路の周知を図っていただくということです。

それから、交通対策関係で公共交通機関の利用など、自家用車以外の手段による来店を促進する。その中で、地域とのアクセスに考慮を入れた対策を盛り込んでいただきたいということです。

それから、周辺的生活道路への来退店車両の防止ということで、また近隣住民の交通安全対策として、交通整理員の配置等、具体的な対策を追求すること。

それから、青少年の健全な育成の見地から、具体的な防犯対策を講じるということ。

最後ですけども、開業後に交通渋滞等の問題が生じた場合には、建物設置者と地域住民との協議の場を設けるとともに、必要に応じて関係機関と協議し、広域的に有効、適切な対策を継続して追求する。

会長：営業時間が8時からということに関わって、交通渋滞対策の具体化というか、その点も入れておいてください。文言についてはあれですけど。

事務局：営業時間が朝の通勤時間と重なることから、交通渋滞対策の一環として、十分な対応をしていただくということです。

会長：そうしましたら、大体、以上のような形で、文言については。

委員：閉店時間(午後)10時までという部分が抜けてしまうんですけども、それはよろしいですか。渋滞対策からいうと、どうなりますか。

事務局：渋滞対策ではちょっと。

委員：ひっかかってこないの。

事務局：何でその22時が出てきたかという、たしか委員から、住民の人たちからよる遅くまでやっているのはという話が出たときに、22時まででとめておこうかなというような話だったと思います。もし、それを担保に、そちらのほうでとるとしたら、青少年の健全育成の見地から、具体的な防犯対策を立てなさいといえ、具体的にその中

で、向こうが営業時間を含めて考える。それにプラス、もし入れるとしたら、22時でも遅いというような意見もありましたので、警備員の巡回とかで、そういう不良行為のないような警備態勢というようなことで。

会長：そんなことで、いいでしょうか。

事務局：そのほかの店舗でございますけども、丸善の石部店と守山駅前店とアストパワーセンターについては、「意見なし」ということでした。

それから、琵琶湖・守山リゾートSCにつきましては、「勧告なし」ということでございました。

会長：そうしましたら、以上のようなことで、文言につきましては、また練ることにしまして、以上のような内容で審議会規程第7条1項に基づきまして、本日付で知事に答申するというようにします。文言につきましては、皆様のご意見を伺いながら、訂正しながら、セットしていくということにしたいと思います。

ほかに、何か。特に事務局のほうからございますでしょうか。

議題2 報告

事務局：長時間ありがとうございます。

それでは、手短に次回開催のことでお知らせをしたいと思います。お手元にA4横の一枚の資料を置いておいたんですけども、次回は、(仮称)平和堂甲南ショッピングセンターの新設届出の案件がございまして、それが10月29日が県の意見期限になっておりますので、9月ぐらいにこの案件についてご審議いただきたいと考えております。

そのほか、フォレオ大津一里山の案件と、本日のイオンモール草津の案件と、その意見の出した後の対応策についてのご審議も、できたらこの9月のときをお願いしたいと思います。

あと、資料のほうに近江八幡駅前南部店舗とか、サンミュージック長浜店とかありますけど、これらについては営業時間の変更等、軽微な変更ですので、地元の意見等がなければ審議省略させていただきたいと考えておりますので、次回は、平和堂甲南ショッピングセンター、フォレオ大津一里山、イオンモール草津の対応策の審議になると思われます。

以上でございます。

閉会

会長：はい。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、これで今日の会議を閉会いたします。ありがとうございました。

[午後 4時56分 閉会]